

第八十四回国会 参議院 社会労働委員会 會議録 第四号

昭和五十三年三月二日(木曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

二月九日

下田 京子君

補欠選任
小笠原貞子君

二月十四日

小笠原貞子君

補欠選任
安武 洋子君

二月二十三日

浅野 拓君

補欠選任
降矢 敬雄君

二月二十四日

降矢 敬雄君

補欠選任
浅野 拓君

二月二十七日

安武 洋子君

補欠選任
小笠原貞子君

二月二十八日

真鍋 賢二君

補欠選任
藤井 裕久君

三月一日

藤井 裕久君

補欠選任
真鍋 賢二君

浅野 拓君

竹内 深君

亀長 友義君

堀江 正夫君

小笠原貞子君

小巻 敏雄君

出席者は左のとおり。

委員長

和田 静夫君

理事

片山 基市君

委員

小平 芳平君

上原 正吉君

遠藤 政夫君

斎藤 十朗君

竹内 深君

堀江 正夫君

高杉 迪忠君

渡部 通子君

小巻 敏雄君

下村 泰君

藤井 勝志君

石井 甲二君

関 英夫君

北川 俊夫君

今藤 省三君

国務大臣

労働大臣

労働大臣官房長

労働大臣官房審議官

労働省労働局長

事務局側

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(和田静夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二月九日、下田京子君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君が選任されました。

また、昨日、小笠原貞子君、浅野拓君及び亀長友義君が委員を辞任され、その補欠として小巻敏雄君、竹内深君及び堀江正夫君がそれぞれ選任されました。

○委員長(和田静夫君) 労働組合法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤井労働大臣。

○国務大臣(藤井勝志君) ただいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、中央労働委員会及び東京都、大阪府等の一部の地方労働委員会におきましては、不当労働行為事件の件数の増加、事案の内容の複雑化等のため、事件の処理が著しく長期化し、また、委員の負担も過重になるなど、労働委員会の機能の十全な發揮に支障を来すほどになっております。このような事情にかんがみ、政府といたしましては、これらの労働委員会の委員の定数を増加することとし、もってその事務の円滑な遂行を期することとした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、中央労働委員会の委員の定数につきましては、現行法においては、使用者委員、労働者委員及び公益委員各八人とされておりますが、これを、各側一人ずつ増加し、各九人とするとしております。

第二に、東京都及び大阪府の地方労働委員会の委員の定数につきましては、現行法においては、それぞれ、各側十一人及び九人とされておりますが、これを、両地方労働委員会とも各側二人ずつ増加し、東京都地方労働委員会にあっては各十三人、大阪府地方労働委員会にあっては各十一人とするとしております。

また、その他の地方労働委員会の委員の定数につきまして、現行法においては、各側七人または

五人のいずれかを政令で定めることとされておりますが、これに加えて、各側九人の地方労働委員会も政令で定めることができることとしております。

なお、以上のような労働委員会の委員の定数の増加に伴い、所要の規定の整備をいたしてまいります。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(和田静夫君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

二月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第七〇六号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第七一一号)(第七一二号)

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第七一三三号)

一、医療保険制度改悪反対等に関する請願(第七一四号)

一、児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願(第七一五五号)

一、全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願(第七一六号)

一、児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願(第一〇八四号)(第一〇八五号)(第一〇九二号)

昭和五十三年三月二日
【参議院】

- 一、医療保険制度改悪反対等に関する請願(第一五二二号)
- 一、全国一律最低賃金制確立に関する請願(第一五二三号)
- 一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第一五二四号)(第一五二五号)(第一五二六号)(第一五二七号)(第一五二八号)(第一五二九号)
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第一五三〇号)(第一五三一号)
- 一、保育事業振興に関する請願(第一五三二号)
- 一、児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請願(第一五三三号)
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第一五三三号)
- 一、障害者・児の生活の保障等に関する請願(第一五三〇号)
- 一、全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願(第一五五一号)
- 一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願(第一五五二号)(第一五五三号)
- 一、医療保険制度改悪反対等に関する請願(第一五五四号)
- 一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第一五五五号)(第一五五六号)
- 一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第一五五七号)
- 一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(第一五五八号)
- 一、生協の育成強化等に関する請願(第一五六六号)(第一五六七号)
- 一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第一五六六号)(第一五六七号)

恭子外百九十九名

第七一五号 昭和五十三年一月二十七日受理

児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請願者 埼玉県越市小ヶ谷一二七 相田

第一〇九七号 昭和五十三年一月二十七日受理
社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大幅増額

等に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見二ノ一四ノ

紹介議員 柿沢 弘治君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第一〇九八号 昭和五十三年一月二十七日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 和歌山市金竜寺丁二〇ノ六 栗原

和美外百七十五名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一〇九九号 昭和五十三年一月二十七日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都品川区上大崎三ノ一三〇三

四 酒井公平外九十四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一一一二二号 昭和五十三年一月二十八日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 東京都町田市成瀬三、五六六ノ三

花輪幸雄外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一一二三三号 昭和五十三年一月二十八日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願（四通）

請願者 川崎市多摩区長尾一ノ一五ノ五物

見庄2B 安藤眞洋外三百五十七

名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一一二四号 昭和五十三年一月二十八日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 長野県松本市並柳三五九ノ一五

百瀬三男外三十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第一一二五号 昭和五十三年一月二十八日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府泉南市樽井一、六三五ノ二

岡田源外百十二名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一一二六号 昭和五十三年一月二十八日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都小平市鈴木町二ノ二〇四

柴山裕司外七十一名

紹介議員 日黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一一二七号 昭和五十三年一月二十八日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願（三通）

請願者 東京都練馬区春日町一ノ二五ノ二

六 清水景年外二百七名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一一二九号 昭和五十三年一月二十八日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 東京都清瀬市中清戸一ノ六一一

森岡清美外十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一一三〇号 昭和五十三年一月二十八日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木四ノ五三ノ三

三浦健子外七十七名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一一四八号 昭和五十三年一月三十日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県綾歌郡綾歌町岡田一、四一

五 杉原洋外百二名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一一四九号 昭和五十三年一月三十日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井一ノ三五八

篠原章雄外七十八名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一一五〇号 昭和五十三年一月三十日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 滋賀県彦根市中蔵一ノ一三ノ七

辻広之外四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一一五四号 昭和五十三年一月三十日受理

日雇健康保険制度の改善に関する請願

請願者 大阪府福島区海老江一六ノ二五

近藤正二外六百名

紹介議員 下村 泰君

日雇健康保険制度の廃止、改悪は絶対行わず、被
用者保険として現制度を存続、確立するために、
次のよう改正された。

一、日雇健康保険制度を政管健康保険制度に統合
し、分べん費、埋葬料、傷病手当などの給付を
政管健康保険並みに改善すること。

二、五人未満事業所及び農林水産業などの事業所
を健康保険法の強制適用事業所とし、すべての
日雇労働者が日雇健康保険に加入できるように
すること。

三、不況などによつて働くことのできない日雇勞
働者も医療が受けられるように、受給資格要件
を緩和すること。

四、保険料（率）は政管健康保険並みとし、保険料
の労使負担割合を三対七にすること。ただし、
中小零細業主の負担増については国が補助する
こと。

五、国庫負担を大幅に増額し（当面五割以上）、安
定した制度にすること。

六、療養の給付期間、入院・在宅療養中の別疾病
についての療養給付、現金給付の支給額の算定
等について改善すること。

理由

不況・インフレの長期化とともに、不安定雇用勞
働者の状態はたいへん厳しくなっている。もとも
と日雇労働者の就労は極めて不安定であり、有給
休暇や一時金、退職金のないことなど賃金、労働
条件は劣悪である。その上、今日働いたことも仕
事がないために日雇健康保険の保険料掛け捨てさ
え問題になつてゐる。このような時にこそ、不安
定雇用労働者の雇用・失業対策の確立とともに社
会保障の制度が充実されるべきである。

第一一五六号 昭和五十三年一月三十日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県一関市山目館一五ノ一 佐藤アヤ子外百二十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一一五七号 昭和五十三年一月三十日受理

児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願(二通)

請願者 東京都渋谷区神宮前一ノ四ノ一九 松本昌子外二千五百五十二名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第一一五八号 昭和五十三年一月三十日受理

失業対策事業就労者に対する通勤交通費支給に関する請願

請願者 香川県善通寺市原田町二八一 藤田清一外五千名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第一一九一号 昭和五十三年一月三十日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市柳町三ノ四五八ノ四 内田良信外七十四名

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一一九二号 昭和五十三年一月三十日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 北九州市若松区藤木江の口一、一五〇ノ一〇 池田繁雄外四十二名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一一九三号 昭和五十三年一月三十日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 千葉市国生町二七四ノ五稲毛フアミールハイツ一五ノ一〇一 椎名利夫外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一一九四号 昭和五十三年一月三十日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 福岡県田川市西区位登 星野宣恭外百五十五名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一一九五号 昭和五十三年一月三十日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 香川県善通寺市上吉田町九五八 曾川収外六十二名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一一九六号 昭和五十三年一月三十日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 長野県松本市蟻ヶ崎三ノ五 山崎権造外十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第一一九七号 昭和五十三年一月三十日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 岩手県一関市蘭梅町三ノ一三 米

田彰昌外二百十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一一九八号 昭和五十三年一月三十日受理

児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都足立区花畑町一八〇ノ四一ノ四〇一 秋元周一外千五百五十二名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第一一九九号 昭和五十三年一月三十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 北海道苫小牧市双葉町三七ノ八 松村平二外千九百四十七名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一二一五号 昭和五十三年一月三十日受理

保育事業振興に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市野村町一、四〇二 仲江隆弘外五千二百二十七名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一二二六号 昭和五十三年一月三十日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市河原町二ノ四ノ二六 黒滝武志外六十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二二四九号 昭和五十三年一月三十日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市戸尾町九ノ一七 宮崎清外百二十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二二五六号 昭和五十三年一月三十一日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願(二通)

請願者 長野県小県郡九子町上九子三〇三 田中信行外八十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第一二五七号 昭和五十三年一月三十一日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 熊本県菊池郡合志町栄三、七九六 佐藤茂外三十三名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二二七号と同じである。

第一二五八号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 福岡県山田町熊ヶ畑一、一五八 舟越光雄外二百四十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二二五九号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 宮城県一関市内七ノ二 吉川朝子外百六十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一二六八号 昭和五十三年一月三十一日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区光音寺町一ノ二〇ノ
三 野田延志外五十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一二七六号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 岐阜県多治見市大畑町西仲根一ノ
二五六 若杉勝久外十四名

紹介議員 向井 長年君

一、一般民間の空襲による戦災犠牲者、傷害者、
死没者遺族等に対する戦時災害援護法を早急に
制定すること。
二、一般民間戦災犠牲者、傷害者、死没遺族等の
全国的調査を国の責任において実施すること。

理由

先の大戦の際、軍人軍属、準軍属だけでなく多数
の国民が空襲その他の戦時災害により、傷害を受
け、又は死亡したが、戦後三十二年これらの戦争
犠牲者とその遺族に対しては、なんらの援護も行
われていない。

第一二七七号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県一宮市萩原町西御堂虫祭
一、三〇〇 森和弘外十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一二七八号 昭和五十三年一月三十一日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 宮崎市吉村町中原甲二、七〇二

紹介議員 黒木美代子外百二十七名
野田 哲君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一三一八号 昭和五十三年一月三十一日受理
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願
請願者 東京都杉並区下井草五ノ二ノ五ノ
四一一 平島明外八十三名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一三一九号 昭和五十三年一月三十一日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 和歌山県伊都郡高野口町小田五三
〇 阪井弘外八十八名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一三二〇号 昭和五十三年一月三十一日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 千葉県市川市大和田三ノ一七ノ二
三 高橋洗一外七十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一三二二号 昭和五十三年一月三十一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 千葉県船橋市丸山二ノ二三ノ六
小山泰三郎外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一三二二号 昭和五十三年一月三十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県豊田市堤町宮畔一 鈴木紀
代美外十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三二三号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中区大森八竜二、三一
七ノ六一六 杉山練太郎外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三二四号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 大阪府大淀区長柄中通一ノ二二
柴田寛一外十四名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三二五号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市奥田町七、一六三ノ
一 田島功子外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三二六号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区緑区鳴海町神ノ倉三ノ
一、五五二 加藤充夫外十四名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三二六号 昭和五十三年一月三十一日受理

第一三二七号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(三通)
請願者 愛知県海部郡佐屋町大井 河野ユ
キ子外十四名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三二八号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 神戸市垂水区神陵台六ノ二六ノ一
九八 三田きよ子外十四名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三二九号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市増田北町六〇 清水
昌元外十四名

紹介議員 森下 昭司君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三三〇号 昭和五十三年一月三十一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県豊明市新田町下ノの割六一
ノ一 松山恭子外十四名

紹介議員 粕谷 道一君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一三三一号 昭和五十三年一月三十一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 東京都江戸川区北小岩一ノ一八ノ
一二 渡部厚二外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一三三一号 昭和五十三年一月三十一日受理

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一三三二号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 福島県いわき市小名浜吹松一〇七

永井忠雄外七十九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一三三三号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 和歌山市西庄七三七 岩橋辰夫外

百四十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一三三四号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県江津市江津町八三七 浦田

法男外九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一三三五号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県安来市荒島町二、二五七

細田秀夫外七名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一三三六号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鳥取県米子市新山三一六 瀬川勝

外八名

紹介議員 赤桐 操君

請願者 京都府城陽市平川大將軍二三ノ二

三 田中正行外六百六十一名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第一三八六号 昭和五十三年一月三十一日受理

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木三ノ一三ノ六

打田昇外六百三十一名

紹介議員 上田 哲君

一、ネフローゼ、慢性腎炎等、長期慢性腎疾患

者の医療費を公費負担にすること。

二、透析施設の地域的偏在をなくし、人工腎臓を

全国的に整備すること。

三、内部障害者にも国鉄運賃割引を適用するこ

と。

四、患者の社会復帰のため、夜間透析を普及する

あらゆる措置を講ずること。

五、働けるすべての腎臓病患者に就職のあつせん

をすること。

六、腎臓移植普及のため、腎移植センター、腎臓

銀行の設置、腎臓移植法の制定、医療保険の適

用などを促進すること。

七、検尿制度の普及、腎専門医療機関の増設、専

門医療関係者の確保などを進め、腎疾患予防・

治療対策を促進すること。

理由 全国で四十万人とも五十万人とも言われる患者の

いる腎臓病も根本的な原因が明らかにされず、決

定的な治療法の確立されていない病気の一つであ

り、年間約八千人の患者が死亡していると言われ

ている。幸い、今日では、人工腎臓の普及によつ

て多くの患者が尊い生命を維持できるようにな

り、更には社会復帰も可能となつてきたが、この

治療法も根本療法ではなく対症療法であるとい

ことから、医学的境界と、日常生活、社会生活に

多くの制約を伴うものとなつていく。私たちは、

一日も早く腎臓病の原因が究明され治療法が確立

されることを切望する。

第一三八七号 昭和五十三年一月三十一日受理

児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請

願

請願者 東京都目黒区鷹番一ノ二ノ一

蓮見志賀子外五百二十六名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第一四〇二号 昭和五十三年一月三十一日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 新潟市中山五二八 児玉藤三郎外

二千五十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一四〇三号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願(一通)

請願者 和歌山県田辺市新庄町一、九六三

岩本光政外五百五十四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一四〇四号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 佐賀市中折町九ノ二八 重吉雅子

外九十二名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一四〇五号 昭和五十三年一月三十一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 和歌山県日高郡日高町萩原一六二

七

市ノ瀬伊久雄外五十八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一四〇六号 昭和五十三年一月三十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 東京都江東区北砂一ノ一八 関美子外十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四〇七号 昭和五十三年一月三十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市共栄通五ノ八一 川角延久外十四名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四〇八号 昭和五十三年一月三十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県新城市裏野一〇ノ一一 熊沢允董外十四名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四〇九号 昭和五十三年一月三十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪市住吉区万代西四ノ一四 広瀬みさ外十四名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四一〇号 昭和五十三年一月三十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪市城東区蒲生一ノ四ノ二 網島照子外十四名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四一一号 昭和五十三年一月三十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区福徳町広瀬島三三九ノ四 犬飼俊樹外十四名

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四一二号 昭和五十三年一月三十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 岐阜県多治見市十九田町一ノ七八 木塚一男外十四名

紹介議員 馬場 富君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一四一七号 昭和五十三年一月三十一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県江南市松竹大上戸五三 加藤善彦外十四名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一五一二号 昭和五十三年二月一日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 岩手県一関市青葉一ノ一ノ三 鈴木カヨ外百九十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一五一三号 昭和五十三年二月一日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町二丁目 寺島徹郎外三十四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第一五一四号 昭和五十三年二月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市西山町五七 青木春陽外四十九名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五一五号 昭和五十三年二月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市大正町一、〇七五ノ七一 岡野政伸外五十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五一六号 昭和五十三年二月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 札幌市北区北一三条西四丁目 賀祥行外十八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五一七号 昭和五十三年二月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県安来市安来町一七七八 高家文夫外一名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五一八号 昭和五十三年二月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県安来市安来町一、八二九 赤木富夫外七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五一九号 昭和五十三年二月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県安来市野方町二七九 竹内恒外七名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五二〇号 昭和五十三年二月一日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 島根県安来市岩舟町一三四 清山薫外四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一五二一号 昭和五十三年二月一日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 茨城県下館市下中山二六 谷口好三郎外七千二百七十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一五二二号 昭和五十三年二月一日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 茨城県日立市西成沢町一ノ三三ノ一 成美家内 新納誠一外七千七十四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一五二三号 昭和五十三年二月一日受理
生協の育成強化等に関する請願(二通)

請願者 札幌市南区豊滝四二ノ一〇五

松岡義夫外五千二百三十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一五二四号 昭和五十三年二月一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願(三通)

請願者 愛知県稲沢市奥田町五、三一九ノ

五 吉川克子外七百十六名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一五二五号 昭和五十三年二月一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 東京都墨田区京島二ノ一七 武内

美佐子外十四名

紹介議員 円山 雅也君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一五二六号 昭和五十三年二月一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 北海道白老郡白老町三三三 土

佐岡一馬外十四名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一五二七号 昭和五十三年二月一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 三重県桑名市深谷町三、一二六ノ

二 鷲野国夫外十四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一五二八号 昭和五十三年二月一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪市旭区赤川二ノ一ノ二五

吉川芳明外十四名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一五二九号 昭和五十三年二月一日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市長束町座守六六 井

上真二外十四名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一五三〇号 昭和五十三年二月一日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 和歌山県新宮市大浜五、一五二

谷口博述外千九百九十六名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一五三一号 昭和五十三年二月一日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 鹿児島県枕崎市枕崎四、七三一

清水整子外千三百二十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一五三二号 昭和五十三年二月一日受理
保育事業振興に関する請願

請願者 熊本県山鹿市石一、三三四 中島

広海外八千五百四十名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五三三号 昭和五十三年二月一日受理
児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町三、五七七

鈴木三四二外千三百八十六名

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第一五三五号 昭和五十三年二月一日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 岐阜県可児郡可児町広見二、二一

一〇七 藤田弘男外三千三百名

紹介議員 浅野 祐君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一五五〇号 昭和五十三年二月一日受理
障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 神戸市北区ひより台五ノ七 黒

木勝美外八十五名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一五五一号 昭和五十三年二月一日受理
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 千葉県船橋市本町三ノ一八ノ二二

市川清子外八十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第一五五二号 昭和五十三年二月一日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道帯広市西六条南四ノ一一

佐藤智外四百八十六名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

請願者 北海道帯広市西六条南四ノ一一

佐藤智外四百八十六名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第一五五三号 昭和五十三年二月一日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道帯広市西六条北一丁目 川

辺洋一外十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第一五五四号 昭和五十三年二月一日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 北海道帯広市東一条南五ノ一

島田信一外百三十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一五五五号 昭和五十三年二月一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 東京都中野区上高田四ノ八 中島

達外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一五五六号 昭和五十三年二月一日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 千葉市長沼町二六九ノ二六ノ四ノ

八一〇 竹原謙次外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第五五七号 昭和五十三年二月一日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市北区上飯田西町一ノ一
橋本厚代外十四名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第五五八号 昭和五十三年二月一日受理

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 広島県呉市西中央三ノ五ノ一
中房子外四千二十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第五六五号 昭和五十三年二月二日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 北海道紋別郡遠軽町一条通北四丁
目 西川元隆外千七百六十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第五六六号 昭和五十三年二月二日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中川区富田町春田東大門
二、四四八 安藤二郎外十四名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第五六七号 昭和五十三年二月二日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県新城市大海中員津五ノ一
林紀代外十四名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第五六八号 昭和五十三年二月二日受理

児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願（四通）

請願者 東京都福生市熊川九五ノ一一〇
長谷川日出男外五千四百十四名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第五七一号 昭和五十三年二月二日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 長野県諏訪郡富士見町富士見八、
〇〇八 前島甲平外百四十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第五七二号 昭和五十三年二月二日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市安堂寺町一ノ三三
森岡惲外十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第五七三号 昭和五十三年二月二日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市名東区平和が丘三ノ二五
児崎茂久外十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第五七四号 昭和五十三年二月二日受理

児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里山霧が丘三ノ四
〇五 馬場健三外千六百五十五名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第五七五号 昭和五十三年二月二日受理

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 東京都調布市西つづじヶ丘四ノ二
三神代団地三八ノ二〇三 今津本
代外千九百九十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、一三八六号と同じである。

第五七六号 昭和五十三年二月二日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 東京都杉並区宮前五ノ八ノ二四
内藤真江外十五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第五七七号 昭和五十三年二月二日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 東京都大田区上池台四ノ二ノ一一
藤本修二外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第五七八号 昭和五十三年二月二日受理

障害者・児の生活の保障等に関する請願

請願者 兵庫県美方郡温泉町桐岡五二 赤
坂典明外百五十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第五七九号 昭和五十三年二月二日受理

全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町五ノ三七ノ二
鈴木明子外九十三名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第五八〇号 昭和五十三年二月二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡加治木町木田四、
六三〇ノ二 田代弘幸外九十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第五八一号 昭和五十三年二月二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 北海道旭川市近文町二五ノ九九九
豊田実大外五十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第五八二号 昭和五十三年二月二日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形県酒田市幸町一ノ六ノ五 浜
谷勝子外三百十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第五八三号 昭和五十三年二月二日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 千葉県八千代市高津団地七ノ一〇
ノ二〇五 大崎信外九百五十一名

紹介議員 高橋 普富君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一六〇四号 昭和五十三年二月二日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 千葉市登戸四ノ一ノ二六 中島

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一六〇五号 昭和五十三年二月二日受理
療術単独立法阻止に関する請願

請願者 北海道岩見沢市三条西三丁目北海

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第一六〇六号 昭和五十三年二月二日受理
老人福祉に関する請願

請願者 東京都中央区銀座四ノ一三ノ一八

紹介議員 田信敬

この請願の趣旨は、第一三二号と同じである。

第一六一一号 昭和五十三年二月二日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 滋賀県守山市中町一六〇 遠藤成

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六一二号 昭和五十三年二月二日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区滝川町三一ノ六ノ

2F 西号 本木恵津子外十四名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一六一七号 昭和五十三年二月二日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 北海道白老郡白老町白老五九三

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一六一九号 昭和五十三年二月二日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 東京都八王子市中野上町一ノ一八

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六二六号 昭和五十三年二月二日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市千種区鍋屋上野町東山

紹介議員 種山 篤君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

する法律
(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十

七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改
正する。
第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、〇五二、四〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症	二、九三二、〇〇〇円		
第二項症	二、四〇〇、〇〇〇円		
第三項症	一、九二九、〇〇〇円		
第四項症	一、四八一、〇〇〇円		
第五項症	一、一五一、〇〇〇円		
第六項症	八九九、〇〇〇円		
第一款症	八四二、〇〇〇円		
第二款症	七六五、〇〇〇円		
第三款症	五九七、〇〇〇円		
第四款症	四六三、〇〇〇円		
第五款症	四〇七、〇〇〇円		
第八条第二項中「八万四千元」を「九万六千元」に、「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「五万四千円」を「六万円」に、「五万二千八百円」を「五万五千二百円」に、「八万四百円」を「八万七千六百円」に改め、同条第三項中「八万四千元」を「九万六千元」に改め、同条第七項の表を次のように改める。			
不具廃疾の程度	金	額	
第一款症	三、一二〇、〇〇〇円		
第二款症	二、五八八、〇〇〇円		
第三款症	二、二二〇、〇〇〇円		
第四款症	一、八二四、〇〇〇円		
第五款症	一、四六三、〇〇〇円		

第二十六条第一項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「七十三万円」を「七十七万円」に、「七十三万二千円」を「七十八万二千円」に、「七十五万六千円」を「八十万六千円」に改める。
第二十七条第一項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「二万九千八百円」を「三万七
百円」に、「七十三万円」を「七十七万円」に、「五十四万六千円」を「五十八万三千五百円」に、
「七十三万二千円」を「七十八万二千円」に、「五十五万八千円」を「五十九万五千五百円」に、「七
十五万六千円」を「八十万六千円」に、「五十八万二千円」を「六十一万九千五百円」に改め、同条

第三項の表中「二〇、〇〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「九六、五〇〇円」に改める。

第三十二条第三項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「一万九千八百円」を「二万七千円」に改める。

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、「隊員」の下に「昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。」を加える。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具障害の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、〇九四、四〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症	二、九九二、〇〇〇円		
第二項症	二、四六〇、〇〇〇円		
第三項症	一、九八九、〇〇〇円		
第四項症	一、五三一、〇〇〇円		
第五項症	一、二〇一、〇〇〇円		
第六項症	九四九、〇〇〇円		
第一款症	八八二、〇〇〇円		
第二款症	八〇五、〇〇〇円		
第三款症	六二七、〇〇〇円		
第四款症	四九三、〇〇〇円		
第五款症	四三七、〇〇〇円		
第八条第六項中「十二万円」を「十五万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。			
不具障害の程度	金	額	
第一款症	三、一八三、〇〇〇円		
第二款症	二、六四一、〇〇〇円		
第三款症	二、二六五、〇〇〇円		
第四款症	一、八六一、〇〇〇円		
第五款症	一、四九三、〇〇〇円		

第二十六条第一項中「七十七万円」を「八十五万二千円」に改め、「一人あるときは七十八万二千円」を削り、「八十万六千円」を「八十七万六千円」に改める。

第二十七条第一項中「七十七万円」を「八十五万二千円」に、「五十八万三千五百円」を「六十五万千円」に改め、「七十八万二千円」とあるのは「五十九万五千五百円」とを削り、「八十万六

千円」を「八十七万六千円」に、「六十一万九千五百円」を「六十七万五千円」に改め、同条第三項の表中「二八、六〇〇円」を「二三五、〇〇〇円」に、「九六、五〇〇円」を「一〇一、三〇〇円」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

2 前項本文に規定する期月のうち、政令で定める期月に支給すべき障害年金等は、これらを受け権利を有する者の請求があつたときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支給する。

(未帰還者遺族等援護法の一部改正)

第三条 未帰還者遺族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「五万八千円」を「六万二千六百十円」に、「六万二百円」を「六万四千四百六十円」に、「六万二千四百円」を「六万六千七百六十円」に改める。

第四条 未帰還者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条中「六万二千六百十円」を「六万七千円」に、「六万四千四百六十円」を「六万九千三百円」に、「六万六千七百六十円」を「七万六千六百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「八万四千円」を「九万六千円」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第六条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「隊員」の下に「昭和十二年十一月三十日の閣議決定満洲に対する青年移民送出に関する件に基づいて実施された満洲青年移民を含む。」を加える。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第七条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「除く」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

6 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において同項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「十万円とし」を「十万円」に改め、「三十万円」の下に「同条第六項の特別給付金にあつては六十万円」を加える。

附則第二項中「同条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

附則に次の一項を加える。

(国債の償還金の支払の特例)

25 第五条第一項に規定する国債の償還金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合において、その支払をすることができ。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一

部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「二万六千四百円」を「二万七千六百円」に、「二万九千八百円」を「二万七千四百円」に改める。

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條、第三條、第五條、第七條及び第八條の規定 昭和五十三年四月一日

二 第二條の規定（次号及び第四号に規定する改正規定を除く。）及び第四條の規定 昭和五十三年六月一日

三 第二條中戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二條第三項の改正規定並びに第六條及び次項の規定 昭和五十三年十月一日

四 第二條中遺族援護法第四十三條に一項を加える改正規定 昭和五十三年十一月一日

2 第二條の規定による遺族援護法第二條第三項第四号の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給付金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、第二條の規定による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる遺族援護法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第六項及び第七項 第十三條第一項第二号 第二十三條第二項第三号 第二十五條第三項	昭和三十三年十二月三十一日	昭和五十三年九月三十日
第七條第八項 第十三條第一項第五号	昭和四十一年一月一日	昭和五十三年十月一日
第十一條第三号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和五十三年九月三十日
第十三條第一項第二号 第三十條第三項	昭和四十八年九月三十日	昭和五十三年九月三十日
第十三條第一項第五号	昭和三十四年一月	昭和五十三年十月
第二十五條第三項	昭和四十八年十月	昭和五十三年十月
第二十五條第三項	同月一日	昭和五十三年十月一日
第三十條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和五十三年十月二日
第三十六條第一項第一号 第三十八條第二号	同年同月一日	昭和五十三年十月一日
第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項 第三十八條第三号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十三年九月三十日
第三十六條第一項第二号	昭和二十七年四月一日	昭和五十三年十月一日
第三十六條第二項	同年四月二日	昭和五十三年十月二日
第三十八條第三号	昭和二十七年四月二日	昭和五十三年十月二日

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二十年」を「二十五年」に改め、同項ただし書中「行なわれる」を「行われる」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條第六項中「各八人」を「各九人」に改め、同条第九項中「その中の三人」を「そのうちの四人」に、「てい、触して」を「抵触して」に改め、同条第二十一項中「各八人」を「各九人」に、「各十一人」を「各十三人」に、「各九人」を「各十一人」に、「各七人若しくは五人」を「各九人、各七人若しくは各五人」に、「その中の三人以上」を「そのうちの四人以上」に、「公益委員の数が十一人」を「公益委員の数が十三人の地方労働委員会にあつてはそのうちの六人以上、公益委員の数が十一人」に、「にあつてはその中の」を「にあつてはそのうちの」に改め、同条第二十二項ただし書中「各五人とし」の下に、「第九項中「四人以上」とあるのは「三人以上」とを加える。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

二月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第一六二七号）（第一六二八号）（第一六二九号）（第一六三〇号）（第一六三一号）

一、生協の育成強化等に関する請願（第一六四八号）

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願（第一六四九号）（第一六五〇号）（第一六五一号）

一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第一六六八号）（第一六六九号）（第一六七〇号）（第一六七一号）（第一六七二号）

一、生協の育成強化等に関する請願（第一六七三号）（第一六七四号）

一、個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願（第一六七五号）

一、生協の育成強化等に関する請願（第一六七七号）

一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第一六七八号）

一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願（第一六七九号）

一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第一七八一号）

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願（第一七八七号）

一、医療保険制度改悪反対等に関する請願（第一八八八号）

一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第一八九八号）

昭和五十三年三月二日【参議院】

- 第一六二七号 昭和五十三年二月三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県海部郡弥富町鯛浦喜味名六
九 加藤武外十四名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。
- 第一六二八号 昭和五十三年二月三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中村区砂田町二ノ四〇
蒔田一外十四名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。
- 第一六二九号 昭和五十三年二月三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市西区西内江町四ノ二八
古田稔外十四名
紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。
- 第一六三〇号 昭和五十三年二月三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 大阪府枚方市招提平野町六ノ一
山本留男外十三名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。
- 第一六三一号 昭和五十三年二月三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市稲沢町北山一八五
田中光男外十四名
紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一六四八号 昭和五十三年二月三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 千葉県市藤心一ノ八 鈴木正彦

外二千二百二十八名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一六四九号 昭和五十三年二月三日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 青森県十和田市西十二番町二ノ一

丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六五〇号 昭和五十三年二月三日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区清水町九二ノ四 北

崎幸夫外八十七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六五一号 昭和五十三年二月三日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 横浜市中区金沢区金利谷町一、三六五

ノ九四 桑江修外三十四名

紹介議員 日黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六六八号 昭和五十三年二月三日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市奥田町七、一六三ノ

一 渡辺節子外十四名

紹介議員 ノ一、二二〇 那須絏一外五名

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一六七四号 昭和五十三年二月三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 広島市宇品御幸一ノ六ノ四四 岡

村元治外二千三百六十二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一六七五号 昭和五十三年二月三日受理

個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 徳島市南二軒屋町石井利 金屋平

三外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一六七七号 昭和五十三年二月三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 茨城県水戸市西原二ノ一ノ二二

瀬尾真砂子外七百四十名

紹介議員 高杉 進忠君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一六七八号 昭和五十三年二月三日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 三重県四日市市西阿倉川八四〇

中山敏治外十四名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一六七九号 昭和五十三年二月三日受理

腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市雀宮五ノ六ノ四一

氏家ハツ外二千四百七十九名

紹介議員 高杉 進忠君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一六八一号 昭和五十三年二月三日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県春日井市神領町九五四 永

草英雄外十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一六八七号 昭和五十三年二月三日受理

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 長野市安茂里差出二、三四一ノ一

三 伊藤光英外四百四名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一六八八号 昭和五十三年二月三日受理

医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 北海道中川郡幕別町錦町二七 木

村恵美子外百四十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一六八九号 昭和五十三年二月三日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県西枇杷島町芳野町三ノ八八

小出兼義外十四名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七〇六号 昭和五十三年二月四日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山口県下関市武久町二ノ二二ノ一
六 林彰夫外百二名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一七〇七号 昭和五十三年二月四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区橋一ノ二一ノ二〇
小川洋治外十四名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七〇八号 昭和五十三年二月四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 静岡県袋井市新池一 村田嘉郎外
十四名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七一五号 昭和五十三年二月四日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市善光寺町八九一 芦
沢秀子外千五百二十八名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一七一七号 昭和五十三年二月四日受理
児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請願

請願者 埼玉県志木市本町二ノ一六ノ二九
本多道子外千五百五十名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第一七一八号 昭和五十三年二月四日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市文化町一ノ一三
高橋武雄外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一七一九号 昭和五十三年二月四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県春日井市天神町二 谷孝外
十四名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七二二号 昭和五十三年二月六日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 千葉県市川市八幡四ノ一八ノ五
柴田白葉外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一七三四号 昭和五十三年二月六日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府貝塚市地蔵堂九ノ一 河合
一枝外九十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一七三五号 昭和五十三年二月六日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山口県岩国市川西二ノ三ノ一五

飯田勇雄外二百四十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一七三八号 昭和五十三年二月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区橋一ノ二一ノ二〇
小川順子外十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七四七号 昭和五十三年二月六日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 鹿児島市上福元町三ノ一 山元稔
外百二名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一七四八号 昭和五十三年二月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県愛知郡日進町米野木北山一
ノ二六五 丸山敏一外十四名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七五一号 昭和五十三年二月六日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 千葉県市川市八幡五ノ一八ノ一八
香取和江外七十名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一七五二号 昭和五十三年二月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区名塚町二ノ二三 山
田定夫外十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七五三号 昭和五十三年二月六日受理
保育事業振興に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院井ノ口町六三
森本俊郎外六百八名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七五四号 昭和五十三年二月六日受理
児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都葛飾区奥戸三ノ一八ノ五
宮内章外千五百九十三名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第一七五五号 昭和五十三年二月六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県稲沢市奥田町五、三一九ノ
五 武田三郎外十四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七六六号 昭和五十三年二月七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 静岡県三島市長伏六六五ノ三 杉
山春生外六千三百八十八名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一七六七号 昭和五十三年二月七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 千葉県市原市辰巳台東五ノ六上
元武外四千五百六十七名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一七六八号 昭和五十三年二月七日受理
生協の育成強化等に関する請願(二通)

請願者 大阪府都島区友洲町一ノ三ノ八〇
東住宅二一四 葭田野実外一万千
九百九十九名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一七六九号 昭和五十三年二月七日受理
老人医療費の有料化反対等に関する請願(二通)

請願者 群馬県沼田市柳町三六二 杉木八
重子外三百三十三名
紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二〇三号と同じである。

第一七七〇号 昭和五十三年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪府豊中市城山町三ノ三ノ二
岡田和枝外十四名
紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七八一号 昭和五十三年二月七日受理
児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町 橋本良
樹外千五百二十一名
紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。

第一七八二号 昭和五十三年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中川区松葉町 伊藤孝子
外十四名
紹介議員 相沢 武彦君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一七八三号 昭和五十三年二月七日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市西別府町四、四〇〇ノ一
六九 鈴木多聞外十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一七八四号 昭和五十三年二月七日受理
療術単独立法阻止に関する請願

請願者 鳥取市吉方町二ノ一二 社団法人
鳥取県鍼灸按摩マッサージ師会会長
石破克理
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第三九九号と同じである。

第一七八五号 昭和五十三年二月七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 千葉市高洲一ノ一〇ノ九 木村武
司外四千四百五十六名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一七八六号 昭和五十三年二月七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡七会村小勝一、四
二一 堀茂外四百八十八名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一七九三号 昭和五十三年二月七日受理
高齢者技能研修センター及び高齢者工場創設に関
する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町二ノ二
四ノ一 大石敬事外四十六名
紹介議員 藤井 丙午君
高齢化社会への加速的移行による老後生活の自衛
と不安軽減のため、次の施策を積極的に実現され
たい。

一、高齢者の就労あるいは雇用助成にひきする高
齢者技能研修センターを創設すること。
二、技能研修高齢者並びに一般高齢者の雇用に関
与するため、一般産業界からの協力を得て、高
年者工場を設立し、その安定的運営を図ること。

第一七九四号 昭和五十三年二月七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 青森市中央一ノ三ノ一一 岡村
治外七百二名
紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一七九五号 昭和五十三年二月七日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(二
通)

請願者 愛媛県越智郡上浦町井口 越智哲
也外六千八百三十一名
紹介議員 真鍋 賢二君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一八一二号 昭和五十三年二月七日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 東京都荒川区東日暮里三ノ三ノ一
一八 竹中雪江
紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八二三号 昭和五十三年二月七日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 札幌市中央区南一六条西七丁目
小川裕嗣外六百六十二名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一八二二号 昭和五十三年二月七日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区西内江町二ノ四三 篠
田保久外十四名
紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一八二二二号 昭和五十三年二月七日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡加治木町木田 東
広光外七百八十四名
紹介議員 和泉 照雄君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一八二七号 昭和五十三年二月七日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 山形県酒田市住吉町一四ノ二〇
佐藤三郎外四百四十九名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一八三八号 昭和五十三年二月七日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 熊本市九品寺四ノ二三ノ一一 松
本広次外六十八名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一八三九号 昭和五十三年二月七日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 大分県中津市上如水九四四ノ一五
中江二郎外五千五百九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八四六号 昭和五十三年二月八日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道網走市北十条東一丁目 前
川みどり外七十一名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一八五一号 昭和五十三年二月八日受理
保育事業振興に関する請願
請願者 北海道上磯郡木古内町六六九木古
内保育園内 多田勝外千七百九十
名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一八五二号 昭和五十三年二月八日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 福島県白河市天神町一六 久我長
吉外二千二百六十五名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八五三号 昭和五十三年二月八日受理
生協の育成強化等に関する請願(四通)
請願者 札幌市北区篠路町上篠路一〇九ノ
九七 多嶋光子外七千五百十二名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八五四号 昭和五十三年二月八日受理
生協の育成強化等に関する請願(二通)
請願者 札幌市豊平区平岸四条一〇丁目
横山良子外四千三百三十三名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八五五号 昭和五十三年二月八日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 横浜市神奈川区白幡町九七 坂井
正勝外八十七名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一八五六号 昭和五十三年二月八日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願(二通)
請願者 和歌山県新宮市佐野三五九ノ一
芝崎武彦外七百三十七名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一八五七号 昭和五十三年二月八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 長野県松本市島内四、八〇八 犬

銅賢司外十四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

第一八五八号 昭和五十三年二月八日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 大阪府住吉区羽田町三ノ五 早川
謙二外十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一八五九号 昭和五十三年二月八日受理
児童福祉法に基づき児童保育の制度化に関する請
願
請願者 茨城県筑波郡伊奈村足高一、八五
三ノ一 谷口弘勝外千五百四十五
名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一一九号と同じである。

第一八六〇号 昭和五十三年二月八日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中山区瀬古神守五六九
立松映也外十四名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一八六一号 昭和五十三年二月八日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 愛知県稲沢市井之口町西八軒屋
一、一八七ノ二 清水健一外十四
名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一八七三号 昭和五十三年二月八日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市南区西桜町八三 佐藤温
子外十四名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一八七四号 昭和五十三年二月八日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 岩手県花巻市坂本町三ノ一五 高
橋セキ子外二千十一名
紹介議員 高橋 圭三君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八七八号 昭和五十三年二月八日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町 北條
大州外二百二十名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第一八九〇号 昭和五十三年二月八日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 北海道勇払郡鶴川町四八四 小金
沢ナミ外七百名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一八九一号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 広島市南千田町九ノ五 田中信
夫外二千二百二十二名
紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八九二号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 愛知県春日井市廻間町九四三ノ三
野口鋭彦外千二百二十八名
紹介議員 阿部 憲一君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八九三号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 名古屋市中区三ノ丸二ノ四ノ一愛
知県職員生活協同組合理事長、武
川大文外四百名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八九四号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 福島市南沢又明神北三五ノ二 佐
藤正子外二百八十六名
紹介議員 井上 計君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八九五号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 大阪府摂津市島飼和道一ノ一六ノ
二八 荒木シゲ子外二百九名
紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八九六号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 大阪府西淀川区御幣島六ノ一一ノ
一

二八 藤田保弘外百八十四名
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八九七号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 大阪府摂津市別府三ノ一ノBノ二
〇二 尾崎美代外百七十七名
紹介議員 栗林 卓司君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八九八号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 福島市蓮葉町二ノ七三 小丸夏
実外二千七百八十名
紹介議員 中村 利次君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八九九号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 福島市南沢又松北町三ノ三ノ六
神尾宏勝外八千七百七十五名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九〇〇号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 大阪府西淀川区御幣島六ノ一一ノ
一五 坂本演外二百名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九〇一号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 福島市南沢又松北町一ノ四ノ二
独古泰正外八千九百九十六名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九〇二号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 大阪府西淀川区竹島三ノ七ノ二二
山川富美子外六百九十名
紹介議員 柳澤 鎌造君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九〇三号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 大阪市東淀川区菅西町七八 三宅
国江外百七十名
紹介議員 和田 春生君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九〇四号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 大阪府堺市百舌鳥赤堀町一ノ八ノ
四 大阪いずみ市民生活協同組合内
川島利雄外六百五名
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九〇五号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 愛知県豊橋市半田町明治新田西明
治新右前ノ一 岡田賢一外十四名
紹介議員 塩出 啓典君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一九一五号 昭和五十三年二月九日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 北海道紋別郡上湧別町中湧別北
木崎恭子外九十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一九一六号 昭和五十三年二月九日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡長坂町小荒間 瀬
戸けさ子外三百八十四名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一九二一号 昭和五十三年二月九日受理
看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 愛知県春日井市新川町横町一二
三ノ一 増田良子外九百九十九名
紹介議員 和泉 照雄君
准看護婦制度を廃止すること。
一、准看護婦養成は、昭和五十四年度入学者の卒
業の時点をもつて最終とすること。
二、看護婦の教育は、高校卒業三年以上とし、
将来は大学教育をめざすこと。
三、准看護婦の名称を五十四年度入学者が卒業の
時点で看護婦とすること、ただし、国家試験合
格までは、都道府県登録とすること。従つて、
看護婦は国家登録と都道府県登録とすること。
四、前記事項の速やかな実現のため国は関係法規
の改正を行うこと。(保健婦助産婦看護婦法の一
部改正)ただし、これらの実施に当たつての経
過措置は社団法人日本看護協会の意見を十分と
り入れること。

理由
近年、「看護」の水準の向上に対する国民の要求は
一層切実なものとなつてゐる。人間の生命に直接
かかる看護職の育成は高校卒業生に対して三年

以上の教育が必要である。女子の高校進学率が九
十パーセント以上となつた今日、現行の中学卒を
対象とした看護婦養成は一日も早く廃止し、看
護婦教育はこれを一本化し国民に対して責任ある
看護を行ひ得る教育体制を實現することが緊要で
ある。

第一九二二号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 京都市伏見区片桐町一 坂尾美代
子外三千十九名
紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九二三号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 広島県呉市和庄本町六ノ三二 中
下郁香外千七百五十一名
紹介議員 永野 嚴雄君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九二四号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 京都市左京区田中野神町六の二〇
竹中美重子外三千八百九名
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九二五号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市加賀野四ノ一ノ三〇
加藤善正外千六百五十一名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九二六号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 愛知県春日井市前並町前並二九
長谷川秋作外千三十四名
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九二七号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 名古屋市中川区十一番町四ノ一
高橋克巳外千五十名
紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九二八号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 愛知県豊田市駒場町平古八三ノ六
三 佐々木辰秀外千二百名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九二九号 昭和五十三年二月九日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県春日井市白山町一、八二一
ノ一 飯内俊明外二十四名
紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一九三〇号 昭和五十三年二月九日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 熊本市八島町七八五 野仲勝外百
二十九名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一九三一号 昭和五十三年二月九日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願

請願者 香川県高松市宮脇町二ノ八ノ七日
本キリスト教婦人矯風会高松支部
内 石原加茂外十五名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一九五四号 昭和五十三年二月九日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市宝町九ノ二八 池田
良子外六百八十五名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

二月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、生協の育成強化等に関する請願（第一九五
八号）
一、生協規制反対等に関する請願（第一九五九
号）
一、生協の育成強化等に関する請願（第一九六
〇号）

一、准看護婦制度廃止等に関する請願（第一九六
一号）（第一九六二号）（第一九六三号）（第一九
六四号）（第一九六五号）（第一九六六号）（第一
九六七号）（第一九六八号）（第一九六九号）（第
一九七〇号）（第一九七一号）（第一九七二号）
（第一九七三号）

一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第一
九八二号）（第一九八三号）（第一九八四号）
一、生協の育成強化等に関する請願（第一九八
五号）（第一九八六号）（第一九八七号）（第一九
八八号）（第一九八九号）（第一九九〇号）（第一

九九一号）（第一九九二号）

一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願
（第一九九三号）
一、生協規制反対等に関する請願（第一九九四
号）
一、准看護婦制度廃止等に関する請願（第一九
九五号）（第一九九六号）（第一九九七号）（第一
九九八号）

一、保育事業振興に関する請願（第二〇〇一号）
一、生協の育成強化等に関する請願（第二〇〇
二号）（第二〇〇九号）
一、生協規制反対等に関する請願（第二〇一〇
号）
一、生協の育成強化等に関する請願（第二〇一
二号）

一、准看護婦制度廃止等に関する請願（第二〇
一三号）（第二〇一四号）（第二〇一五号）（第二
〇一六号）（第二〇一七号）（第二〇一八号）（第
二〇一九号）（第二〇二〇号）（第二〇二一号）
（第二〇二二号）（第二〇二三号）（第二〇二四
号）

一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准
と適用に関する請願（第二〇二五号）
一、個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公
衆浴場法の一部改正に関する請願（第二〇二
七号）
一、腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請
願（第二〇二八号）

一、生協の育成強化等に関する請願（第二〇二
九号）
一、戦時災害援護法制定等に関する請願（第二
〇四〇号）
一、医療保険制度の改悪反対等に関する請願
（第二〇四一号）
一、生協の育成強化等に関する請願（第二〇四
二号）（第二〇四八号）

一、福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する
請願（第二〇五二号）
一、千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准

と適用に関する請願(第二〇五三号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第二〇五四号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二〇五八号)

一、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(第二〇六〇号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二〇七一〇号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二〇七三三号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第二〇七四四号)

一、福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願(第二〇七六六号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二〇八〇号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第二〇八三三号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二〇八六六号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二〇八七号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二〇八八号)

一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第二〇九六六号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二〇九七号)

一、准看護婦制度廃止等に関する請願(第二〇九八号)

一、医療保険制度の改善反対等に関する請願(第二〇九九号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二一一〇号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二一一〇号)

三三〇

一、母性保障基本法制定に関する請願(第二一〇四号)

一、国民年金改善に関する請願(第二一〇五号)

一、全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願(第二一〇六号)

一、医療保険制度改善反対等に関する請願(第二一〇七号)

一、個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二一〇八号)

一、生協の育成強化等に関する請願(第二一二三三号)

一、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(第二一二四号)

一、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等の営業確保に関する請願(第二一二七号)

第一九五八号 昭和五十三年二月十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市山王町一五ノ六 加藤貞雄外四百九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九五九号 昭和五十三年二月十日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 大阪府豊中市永楽荘一ノ一二〇 二宮満雄外千二百名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第一九六〇号 昭和五十三年二月十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市みどり町一〇ノ一四 斎藤真佐記外千四名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九六一号 昭和五十三年二月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 岡山市箕島一、三〇六ノ六八 鷹取邦子外九百九十九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九六二号 昭和五十三年二月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市栗山四 小井葉子外九百九十名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九六三号 昭和五十三年二月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 宮城県石巻市田道町二ノ六ノ一〇 沢口節子外二千一名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九六四号 昭和五十三年二月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 群馬県富岡市七日市六一 大井園孝子外二千二百十一名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

新谷とも絵外八百五十八名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九六六号 昭和五十三年二月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 兵庫県神崎郡市川町奥三二九ノ一 森岡美栄子外二千十五名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九六七号 昭和五十三年二月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中村区北畑町四ノ一 日高房江外千八百八名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九六八号 昭和五十三年二月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 長崎県佐世保市天神町二、五四八ノ一五 山下弥生外千四百四十九名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九六九号 昭和五十三年二月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中村区北畑町四ノ一 市立城西病院内 今枝多加子外二千一名

紹介議員 中村 利次君

第一九七〇号 昭和五十三年二月十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願(一通)

請願者 宮崎市江平東町三ノ六 長友玉枝

外二千二百四十六名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九七一号 昭和五十三年二月十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願(一通)

請願者 鳥取県八頭郡智頭町惣地 西尾潔

外千九百九十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九七二号 昭和五十三年二月十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願(一通)

請願者 熊本県下益城郡松橋町松橋 山口

寛外二千五百一名

紹介議員 柳澤 鍊造君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九七三号 昭和五十三年二月十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願(一通)

請願者 名古屋市中区瑞穂区上坂町二ノ三二

犬飼波子外千三百二十一名

紹介議員 和田 春生君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九八二号 昭和五十三年二月十日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 北海道白老郡白老町白老二〇八ノ

三 佐藤啓治外十四名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一九八三号 昭和五十三年二月十日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区山木二ノ六〇ノ四

浅田一夫外十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一九八四号 昭和五十三年二月十日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区見玉町六ノ一三内

木功市外十四名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第一九八五号 昭和五十三年二月十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市美原町一四ノ一七

池田誠外六百五十四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九八六号 昭和五十三年二月十日受理
生協の育成強化等に関する請願(一通)

請願者 山形県鶴岡市日出町一三ノ一〇

丸山陽三外三千二百七十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九八七号 昭和五十三年二月十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 山形県東田川郡三川町成田新田

吉村庄治外六百八十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九八八号 昭和五十三年二月十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 愛知県一宮市文京二ノ四ノ三六

佐野直仁外千二百七十名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八八九号 昭和五十三年二月十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市本町三ノ一八ノ五八

山口千代世外三百四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九九〇号 昭和五十三年二月十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市清水新田甲二九 斎

藤富江外五百五十名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九九一号 昭和五十三年二月十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 名古屋市千種区田代町鹿子殿八一

ノ一 山口耕三外九百九十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九九二号 昭和五十三年二月十日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 富山市神通本町一ノ七ノ八全労済

富山県本部理事長 和田庄三外一

万二千六百九十二名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一九九三号 昭和五十三年二月十日受理
医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田三ノ一ノ一

一行田健次外五十名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第一九九四号 昭和五十三年二月十日受理
生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区大町四ノ五ノ五 中

原昇外七百三十名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第一九九五号 昭和五十三年二月十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市つじが丘四一ノ五

宮脇昭子外九百九十名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九九六号 昭和五十三年二月十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市国府三三二ノ二 山

中秋枝外千九十九名

紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九九七号 昭和五十三年二月十日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊北町田耕 河嶋シ

ゲ子外千名

紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第一九八八号 昭和五十三年二月十日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 名古屋市中区中富町一ノ五六ノ一

ノE一四 磯村満津江外千九十九名

紹介議員 馬場 富君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇〇一号 昭和五十三年二月十日受理

保育事業振興に関する請願

請願者 茨城県石岡市泉町一、七七六 渡

辺宏外二千九百五十九名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二〇〇二号 昭和五十三年二月十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 広島県因島市田熊町西浜区一、九

七七 山下勇外千六百八十三名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇〇九号 昭和五十三年二月十日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 愛知県海部郡弥富町前ヶ須新田南

本田四〇七 松永典子外千七十九

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇一〇号 昭和五十三年二月十日受理

生協規制反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区塩屋町御掛八二七ノ

八九 小池千代子外二千七百七十九

名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第二〇一二号 昭和五十三年二月十三日受理

生協の育成強化等に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻青葉三九〇ノ七

五岩崎方 菊田芳和外九百十六名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇一三三号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 静岡県清水市田町四二ノ二 山田

京子外九百九十九名

紹介議員 桑名 義治君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇一四号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 長崎県佐世保市島地町一〇ノ一七

中村広子外千名

紹介議員 塩田 啓典君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇一五号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上甲子園一ノ一六ノ

一一上甲子園ハイッ一〇一 山根

正子外七十八名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇一六号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡穂波町弁分上の原六

一ノ二八 中村静美外二十九名

紹介議員 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇一七号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡穂波町漆生一、五九

三ノ一 福岡民子外六十九名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇一八号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 東京都大田区東横町三四ノ五杉村

方 宮本都外九十九名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇一九号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 北九州市戸畑区正津町八ノ三〇若

竹在內 山田加代子外三十九名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇二〇号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福岡県中間市土手ノ内三ノ七 伊

藤シゲ子外七十九名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇二二号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区片野二ノ一七ノ

一六 中尾章外五十九名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇二二二号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福岡県大牟田市笹林町九四ノ一医

療法人親仁会内 坂口良枝外五十

九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇二三三三号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 北九州市小倉南区城野一ノ八ノ二

二 野波喜久子外百三十九名

紹介議員 柳澤 鎌造君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇二四四号 昭和五十三年二月十三日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 山形市五日町四ノ七 神尾美行外

二百十九名

紹介議員 和田 春生君

この請願の趣旨は、第一九二二号と同じである。

第二〇二五号 昭和五十三年二月十三日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 神奈川県秦野市沢沢一、二四〇ノ
一〇 岩田ウタ外百三十二名

紹介議員 木島 則夫君
一、昭和五十三年六月までに看護職員条約を批准
すること。
二、看護職員条約・勧告の適用を図ること。
三、条約・勧告の内容に基づき、国内法令の整備
その他の具体的措置をとること。
四、看護政策の立案・決定には必ず看護職員の参
加を認めること。
五、総合的看護政策の樹立のための専門委員会を
新設すること。

理由
「看護」の質、量の充実に對する国民の要求は一層
切実なものとなつてゐる。看護職員不足と、現在
の職員の活用が不適切であるために、医学の進歩
した成果を国民の健康増進に十分反映させている
とは言えない。千九百七十七年・ILOが採択し
た看護職員条約・勧告は、看護問題解決のための
世界的合意であり、わが国においても看護職員条
約・勧告の批准適用は緊急になされる必要がある
。

第二〇二七号 昭和五十三年二月十三日受理
個室付浴場業（トルコ風呂）をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市追浜本町一ノ五
二 大津善三郎外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二〇二八号 昭和五十三年二月十三日受理
腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願
請願者 北海道阿寒郡阿寒町一五ノ三〇

加賀健一外千十一名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第二〇二九号 昭和五十三年二月十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 北海道岩見沢市七条西五丁目北海
道中央市民生活協同組合理事長
足羽進三郎外五千五十八名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇四〇号 昭和五十三年二月十三日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願
請願者 名古屋市中千種区橋本町三ノ二四
武田幸子外十四名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二〇四一号 昭和五十三年二月十三日受理
医療保険制度の改善反對等に関する請願
請願者 和歌山県日高郡美浜町沢ノ瀬三〇
萩野照邦外八十四名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二〇四二号 昭和五十三年二月十三日受理
生協の育成強化等に関する請願
請願者 福岡県山門郡瀬高町上庄一、八〇
六ノ三 下川和子外五百六十六名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

生協の育成強化等に関する請願
請願者 山形県鶴岡市新形町二ノ六四 佐
藤三智雄外四百九十四名

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇五二号 昭和五十三年二月十四日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願
請願者 東京都三鷹市新川五ノ六ノ八ノ一
〇二 池田勇外十七名

紹介議員 堀出 啓典君
一、老齢・福祉・母子福祉年金をはじめ各種年金
を大幅に引き上げること。
二、生活保護受給者の福祉年金は収入認定をしな
いこと。（同額加算とすること）
三、老人医療費支給を六十五歳以上とし、訪問看
護制度を確立すること。
四、生活保護基準を大幅に引き上げ四級地を完全
になくすること。
五、年末一時扶助は一人一万円に引き上げ夏季手
当を制度化すること。
六、障害者の電動イスを補装具として認定し、そ
の給付範囲を拡大すること。
七、労働者の失業中の生活を保障する「失業手当」
制度をつくり「雇用保険」を抜本的に改善するこ
と。
八、一般の失業給付の給付率を八十パーセントと
し、給付日数を一律百八十日延長とすること。

理由
五年続きの不況と異常な円高など経済政策の行き
詰りは、国民生活を深刻な事態に追い込んでいる。
相次ぐ首切り「合理化」と「雇用不安」は、労働者に
重くのしかかり、企業倒産と失業、不安定就業は
増大する一方で、なかでも中高年齢者はどこでも
締め出され、職を失えば、再びまとまな職につく
ことは不可能となつてゐる。長引く不況と物価高、
生活環境の悪化、地方自治体財政の窮乏は、国民
生活に大きな被害を与え、とりわけ老人、身体障

害者（児）、難病や公害病、病人を抱える世帯、母
子世帯など、社会生活の上でハンディキャップを
もつ者の生活は多くの困難を抱えている。政府は、
この経済危機を乗り切るためと称して、三十七
パーセントを国債に依存する三十四兆二千九百五
十億円にのぼる大型五十三年度予算案を国会に上
程しているが、この予算案は、大型プロジェクト
中心の公共事業費を大幅に組み上げ、投資減税や
土地重課税の緩和など、大企業優先の景気刺激を
図る一方、国民生活部門では過度に引締めをつよ
めている。とくに不況の最大の被害者である勤勞
者、失業者、老人、障害者、患者、母子などの生
活に直接響く各種年金、生活保護基準、諸手当な
ど、社会保障、社会福祉予算を全く切り詰めたも
のとしており、そのうえ所得減税を行わずに健康
保険料の引上げ、一部負担の増額、酒税、石油税
の創設など「受益者負担」を強制している。われわ
れは、健康で働き、だれもが安定した生活をおく
り、そして病気やけがの時は、いつでも必要な医
療と手当がうけられ、年をとつても人間らしい生
活ができることを望んでいる。

第二〇五三号 昭和五十三年二月十四日受理
千九百七十七年看護職員条約・勧告の批准と適用
に関する請願
請願者 神奈川県相模原市若松六ノ一九ノ
三ノ五〇五 大森文子外八十九名

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二〇二五号と同じである。

第二〇五四号 昭和五十三年二月十四日受理
看護婦制度廃止等に関する請願
請願者 佐賀市兵庫町藤木九三五 山崎ヨ
シコ外千九名

第二〇五八号 昭和五十三年二月十四日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市若葉町一ノ三九 遠藤

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇六〇号 昭和五十三年二月十四日受理
療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願

請願者 岐阜市京町一ノ六四 社団法人岐阜県盲人協会会長 藤井成幸

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第二〇七一号 昭和五十三年二月十四日受理
生協の育成強化等に関する請願(二通)

請願者 山形県徳山市戸田桑原五三ノ二

原田勝利外五千二十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇七二号 昭和五十三年二月十四日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 名古屋市長東区藤森一ノ一四 高崎保郎外五百十一名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇七三号 昭和五十三年二月十四日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 神戸市長田区蓮宮通り二ノ二 中橋静子外四十四名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二〇七四号 昭和五十三年二月十四日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡日高町松岡三六三

北見富士子外九百九十九名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二〇七五号 昭和五十三年二月十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 名古屋市中区元八事三ノ七七

塩裕子外千十名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二〇七六号 昭和五十三年二月十五日受理
福祉年金引上げ及び社会保障拡充に関する請願

請願者 東京都文京区水道一ノ五〇二五

三木民三郎外八名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第二〇五二号と同じである。

第二〇八〇号 昭和五十三年二月十五日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 山形県鶴岡市三光町五ノ二二

田六郎外五百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇八三号 昭和五十三年二月十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願(四通)

請願者 福島県郡山市開成四ノ一ノ二二

佐藤逸子外四千名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二〇八四号 昭和五十三年二月十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願(三通)

請願者 宮城県仙台市支倉町三ノ一三 太田明子外三千名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二〇八五号 昭和五十三年二月十五日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 山形県東置郡高島町青葉町 斎藤豊子外千名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二〇八六号 昭和五十三年二月十五日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪府高槻市辻子三ノ四〇四 岩重敏幸外十四名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二〇八七号 昭和五十三年二月十五日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 京都市北区紫竹下高才町四一 高橋宣明外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二〇八八号 昭和五十三年二月十五日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市羽曳が丘西五ノ一

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二〇八九号 昭和五十三年二月十五日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 名古屋市長緑区鳴海町小松山一四

伊藤弘外二千二百三十名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二〇九六号 昭和五十三年二月十六日受理
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 名古屋市中区森新田日山三五

〇ノ二 堀田春雄外十四名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一二七六号と同じである。

第二〇九七号 昭和五十三年二月十六日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 富山県滑川市上小泉六三二 水井謹作外五十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二〇九八号 昭和五十三年二月十六日受理
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 広島県福山市草戸町一、一六一ノ一 藤原真由美外千名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

第二〇九九号 昭和五十三年二月十六日受理

この請願の趣旨は、第一九二一号と同じである。

医療保険制度の改悪反対等に関する請願

請願者 宮城県仙台市国見三ノ五ノ七 齊藤輝文外百五十三名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。

第二一〇二号 昭和五十三年二月十六日受理
生協の育成強化等に関する請願

請願者 山梨県大月市笹子町追分三八七 天野久外二千五百十五名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二一〇三号 昭和五十三年二月十六日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 静岡県富士市松岡二、四二三ノ一 鳥居義外十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二一〇四号 昭和五十三年二月十六日受理
母性保障基本法制定に関する請願

請願者 群馬県館林市城町二ノ一 山口和子外五百一名

紹介議員 田中寿美子君

第七十六回国会にILO第百二十号条約を承認した際に付せられた附帯決議に沿って、一日も早く具体的な施策に取組むため、母性保障基本法を国会において成立できるよう図られたい。

理由

昭和三十六年以来母性保障基本法の立法化を主張し、日本の将来を左右するともいわれる母子福祉の施策について訴えてきた。そして、第四十六回国会(昭和三十三年五月)及び第七十五回国会(昭和五十年五月)第七十七回国会(昭和五十一年五月)

月)に議員立法として法案が提出されたが審議未了に終わっている。このたび、政府の国内行動計画の中には母性の尊重及び健康の擁護について行政面での対策を推進するとの方針が示されているが、この程度ではわが国の雇用労働者、自営業をはじめ、農村婦人、家庭の主婦など、広い分野にわたつての母性を、名実ともに保障する施策としてはまことに不十分であり抜本的な解決を期待することはできない。既に、第七十六回国会において、ILO第百二十号条約は、承認されたが、母性給付に関する条項は国際水準に至っていないことは、まことに残念である。

第二一〇五号 昭和五十三年二月十六日受理
国民年金改善に関する請願

請願者 埼玉県大宮市西遊馬上サ 高松清一 紹介議員 穂山 篤君

一、老齢年金額は、最低月額四万円、平均月額五万円以上とすること。障害、母子年金等もこれに準じ引き上げること。
二、老齢福祉年金額は月額四万円とし、当面三万円とすること。
三、障害、母子福祉年金などもこれに準じて引き上げること。
四、保険料の特例納付、納入期間年齢の延長など特別措置を行い、老齢年金を受給できない者がでないようにすること。(特例納付の保険料は、受付開始時の保険料を上回らないこと。)

五、老齢年金の支給開始年齢を六十歳とし、加入期間を二十年とすること。
六、国庫負担を大幅に引き上げること。
七、保険料は、収入累進とし免除基準を引き上げること。

八、積立金の管理運用の民主化、地域住民代表の参加する運営機関を確立すること。
九、国民年金審議会に我々の代表を入れること。

理由

建設産業で働く多くの労働者、職人は戦前、戦後

を通じて住宅、学校、工場などの建設に従事し、劣悪な労働条件の中で働き続けてきたが、日雇労働者である、雇用関係が不安定であるなどの理由で、長い間どの年金にも入れてもらえなかった。現在、多くの建設労働者、職人は国民年金に加入しているが、その給付内容をみて、「なぜ、おれたちは六十五歳にならないと老齢年金がもらえないのか」「公務員や他産業の労働者と同じ年金の給付がなぜ受けられないのか」などの、疑問や不満を持つており、退職金もない建設労働者、職人の老後の生活が保障されるよう国民年金の改善を行うことを強く要求している。

第二一〇六号 昭和五十三年二月十六日受理
全国一律最低賃金制度の法制化等に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸東三ノ一四ノ一 大島伸介外九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二一〇七号 昭和五十三年二月十六日受理
医療保険制度改悪反対等に関する請願

請願者 福岡県山門郡大和町徳益一九六 本多正明外二百二十七名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二六七号と同じである。

第二一〇八号 昭和五十三年二月十六日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市本鶴沼一ノ一ノ二 六 鈴木治子外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第二一二三三号 昭和五十三年二月十六日受理
生協の育成強化等に関する請願(二通)

請願者 山形市大森七五七 武田良夫外九百四十九名

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第二一二四号 昭和五十三年二月十六日受理
療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願

請願者 愛媛県松山市三杉町六ノ三愛媛県鍼灸マッサージ師会連合会長 植木香

紹介議員 青井 政美君

この請願の趣旨は、第三九八号と同じである。

第二一二七号 昭和五十三年二月十六日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等の営業確保に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会 議長 岡田与一

紹介議員 鈴木 正一君

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等の営業を極力確保するとともに、療術業者との間にいたずらに紛争等を提起することのないよう、法の再検討等を含め適切な措置を図られたい。

理由

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう及び柔道整復以外の医療類似行為(いわゆる療術)については、あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律によりその営業が規制されているが、最近において療術業者は、営業の拡大を図るため、国等に対し独立制度化の要求を行う一方、無資格で営業を行つていゝる者も少なからずあるやに聞き及んでいる。このことについて、あん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の団体からは、業権を侵し、視覚障害者の職域を奪つ

てその生活を圧迫するものとして、反対の要求が行われている現状にある。

第三号中正誤

ページ 行

誤

正

二 三 九 努めたいところ 努めたところ

三 一 七 終わり 教良 教育

〃 三 八 〇 (二カ所) 1

七 二 九 終わり 施設 施策

昭和五十三年三月七日印刷

昭和五十三年三月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局